

議第291号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を次のように定める。

平成26年9月19日提出

京都市長 門川大作

損害賠償額	9,059,070円	
事 案 の 概 要	種 別	職員の詐欺行為による損害
	詐欺行為によ り損害が生じ た期間	平成25年1月9日から同年7月4日まで
	被 害 者	
	主 な 損 害	詐取された金員及び物品調達費

提案理由

損害賠償の額を定める必要があるので提案する。